

令和2年3月12日
在ガーナ日本国大使館 領事班
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana
P.O.Box GP1637, Accra, Ghana
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553
開館時間外 Phone: ①+233-(0)24-432-6467
②+233-(0)24-432-6470
③+233-(0)24-432-6465

在留邦人及び旅行者の皆様へ

リベリア入国時の新型コロナウイルス検疫強化について(その4):14日間の隔離措置

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 リベリア国家公衆衛生所(NPHIL)は、3月10日付で改定された渡航情報を発表しています。それによると、3月8日付渡航情報と同様、新型コロナウイルス感染者が200件以上確認されている国から、14日以内にリベリアへ到着する全ての渡航者に対して、リベリア入国直後より14日間の経過観察を実施するとしており、日本からの渡航者は原則としてリベリア政府が手配する経過観察センターでの隔離措置の対象とされています。

2 ただし、同渡航情報によると、新型コロナウイルスの感染者が200件以上確認されている国からの渡航者についても、国際 NGO、確立した(well-established)企業等が招く者(guests)または所属員(employees)について、その国際 NGO、確立した(well-established)企業等が NPHIL と リベリア保健省により認定された経過観察施設を有している場合、これらの渡航者は同施設で経過観察を行うことができるとされています。

(公表されている措置についてはこちらをご参照ください。)

<https://nationalphil.org/wp-content/uploads/2020/03/COVID-19-LR-Travel-Advisory-04-PO-.pdf>

3 さらに、同渡航情報では、新型コロナウイルス感染者が200件以上確認されている国を経由してリベリアへ渡航する場合、それらの空港から外に出なければ、経過観察センターでの隔離措置の対象にはならないとされています。

4 リベリアへの入国を検討している場合、今後どのように検疫体制が強化されるか現時点で不明であり、状況は変わり得るので最新の情報を確認してください。

(前回領事メール)

<https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100014622.pdf>

以上